

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業を行う者の登録に関する省令の一部を改正する省令案についての意見・情報の募集の結果について（公示）

令和6年2月28日

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部
環境省環境再生・資源循環局

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業を行う者の登録に関する省令の一部を改正する省令案」について、令和5年12月21日から令和6年1月19日までの間、意見募集を実施したところ、下記のとおり御意見をいただきました。

御意見をお寄せいただいた方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

記

1 実施方法

(1) 募集期間

令和5年12月21日から令和6年1月19日までの間

(2) 告知方法

「e-Gov」及び内閣官房ホームページ

(3) 意見提出方法

「e-Gov」の意見提出フォーム、郵送

2 意見募集の結果

意見提出数：3件（3名）

3 意見募集に対し寄せられた御意見の概要及び御意見に対する考え方

別紙のとおり

4 問合せ先

農林水産省新事業・食品産業部外食・食文化課

（担当：大嶋・杉野）

TEL：03-6744-2066

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業を行う者の登録に関する省令の一部を改正する省令案についての意見・情報の募集の結果について

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
改正前欄の「（新設）」は{（加える）」のほうがよい。2ページの最終行の例と同様に。	1	御指摘の「新設」は条文を加えることであり、新設も含めて2ページ最終行で「傍線部分を付した部分を加える」としています。
1年間の製造販売実績がなくても、良しとするのは、どこか特定の企業を登録させようという意図があるのでしょうか？ きちんと食品を循環させてくれる、ちゃんとした企業であれば問題ないですが。	1	今回の改正は、食品廃棄物等の不適正処理を防止しつつ、食品リサイクル法の基本方針の記載のとおり、登録再生利用事業者の育成・確保を目指すためのものであり、特定の企業を登録させようとする意図ではありません。
申請者が法人番号のある法人等である場合は、法人番号の提出も行わせた方がよいのではないかと考える（その方が農林水産省だけでなく、環境省、経済産業省、厚生労働省、地方公共団体等の行政の能率向上に資すると思われるし、公正性を向上させる効果もあると思われるので。）。	1	御意見として承ります。